

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 1月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	1号機高電導度廃液系受タンク(A)排水配管において、配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)3WB(2A)しゃ断器において、しゃ断器断路位置表示灯の不点が発見されたため、当該表示回路を点検・修理。	GIII	
3	その他	一次水処理設備H塔硫酸希釈槽(B)入口配管において、配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GIII	